七

分野	漁業
小分野	
産業分類	CAE－Rev・二　A〇三一一　海面漁業 CAE－Rev・二　A〇三一二　内水面漁業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	水生生物資源に関する法律（二千四年十月八日の法律第六－A号）第三十一条及び第三十二条
概要	1　外国人及び外国法人は、アンゴラ共和国において伝統的漁業を行うことを認められない。 2　アンゴラ共和国の領海における漁業権は、同国の国民及び法人（相互主義に基づく場合に限る。）にのみ与えられる。南部アフリカ開発共同体構成国の国民及び法人にのみ与えられる。 3　アンゴラ共和国が国際法に基づいて管轄権を行使する内水及び国際河川における漁業権は、同国の国民及び法人にのみ与えられる。 4　アンゴラ共和国の排他的経済水域における漁業権は、同国の国民又は法人と協働する外国人及び外国法人に与えられる。

八

分野	港湾運輸サービス
小分野	
産業分類	CAE－Rev・二　H五二二二　水運の補助的な業務 CAE－Rev・二　H五二二九　貨物利用運送業及び通関その他の運輸支援業務
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	二千二二年九月十三日の法律第三十四号によって改正された商船、港湾及び関連する業務に関する法律（二千十二年八月二十八日の法律第二十七号）第百十六条及び第百十七条
概要	次の業務を含む港湾及び港湾物流管理に関する業務（港湾で行われる他の補助的及び補完的な業務を含む。）は、関係法令の適用を妨げることなく、できる限りアンゴラ共和国の国民又は法人によって行われる。 (a)　貨物の積込み及び取卸し (b)　貨物の転載、取扱い及び保管 (c)　水先 (d)　引き船 (e)　びょう泊 (f)　ごみ収集 (g)　スポーツ及びレジャーボート用の基盤整備 (h)　漁港の整備 (i)　石油業を補助するための係留施設の整備 (j)　ドライポートの整備 (k)　旅客運送 (l)　船舶への給水

九

分野	航空運送サービス
小分野	
産業分類	CAE－Rev・二　H五一一〇　航空旅客運送業 CAE－Rev・二　H五一二〇　航空貨物運送業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	二千十九年十二月三十日の大統領令第三百六十四号によって改正された航空運送業への参入及びその実施に関する規則（二千十六年十月三十一日の大統領令第二百十七号）第十一条、第十三条及び第二十八条 1　定期又は不定期の国内航空運送サービスは、航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人のみが行うことができる。 2　アンゴラ共和国において国内航空運送サービスを行う同国の法人は、その本部を同国内に設置しなければならない。 3　アンゴラ共和国の国民又は法人のみが乗務員免許及び航空業運営資格を有することができる。適格な同国の乗務員がいない例外的な場合には、同国の労働法令に従って外国人の乗務員の受入れが認められる。

附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。
(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）
注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。
(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、
(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二千十四年七月十四日に作成したアンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。
(c)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	

4　航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人の技術職員並びに整備及び運営のための職員に占める同国の国民の割合は、次のとおりとする。
(a)　運営二年目においては、六十五パーセント以上
(b)　運営二年目以降においては、九十パーセント以上

5　状況により正当と認められる場合には、航空当局は、一年を超えない期間の間、4に規定する割合と異なる割合を設定することができる。